

令和2年度
藤里小学校

2学期末PTA 全体会資料

学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)

の導入について



藤里町教育委員会

令和4年度

藤里小学校・藤里中学校に、一つの**学校運営協議会**を設置
(コミュニティ・スクール化)



令和5年度

藤里小学校・藤里中学校を再編し、一つの**義務教育学校**として開校

本日の説明の内容

- 学校運営協議会制度とは
- なぜ藤里町で導入するのか
- 今後の予定



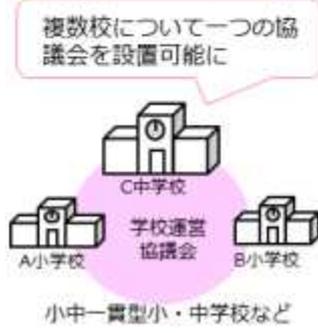
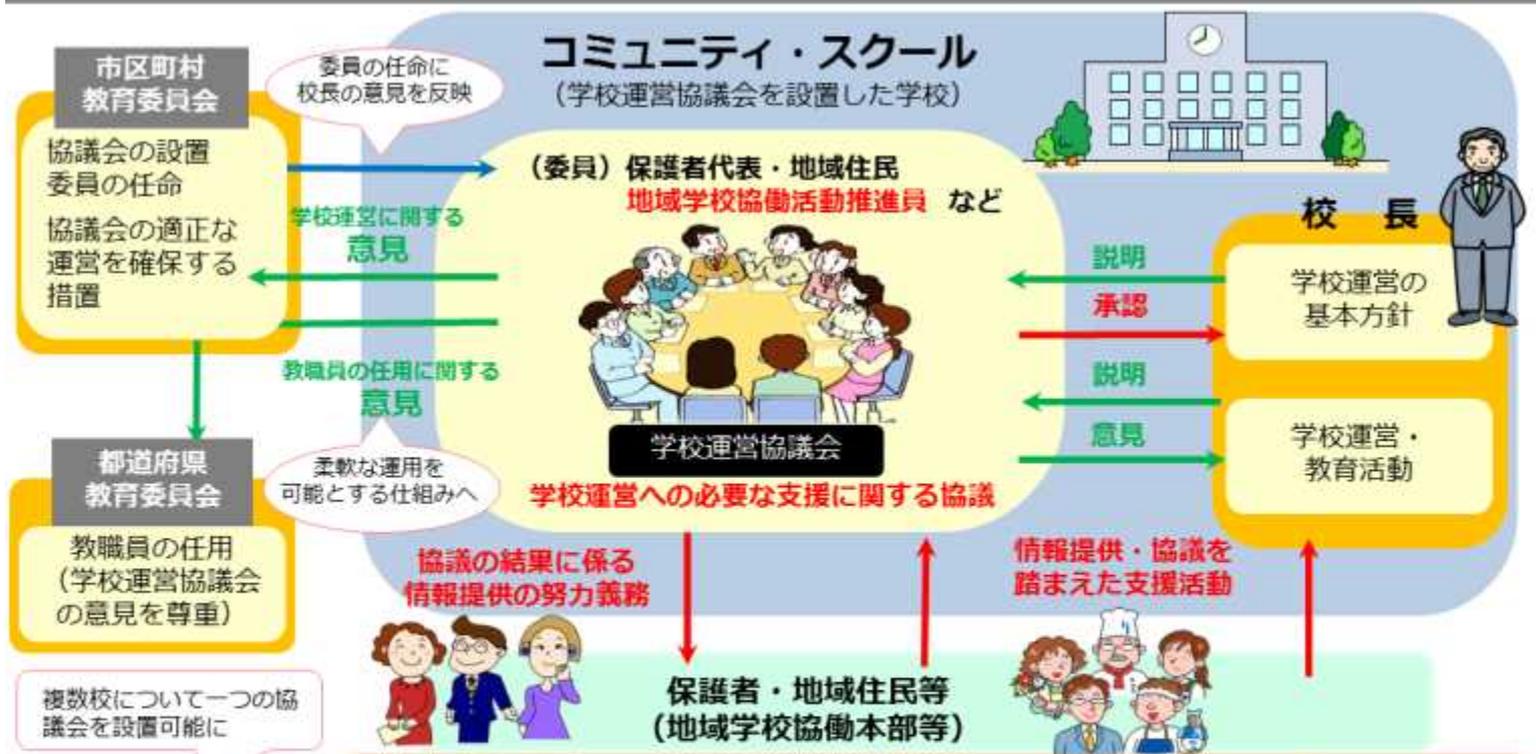
学校運営協議会制度とは

- 教職員と地域住民が一体となって学校を運営していく仕組み

学校運営協議会を設置している学校
= **コミュニティ・スクール**

- 法律の改正により，設置が努力義務化

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

なぜ藤里町で導入するのか

- 人的要因

 - 児童・生徒数の減少

 - 学校に直接関わる保護者の減少



- 地理的要因

 - 町唯一の学校 町内全域が学区

- 社会的要因

 - 社会に開かれた教育課程の実現**



コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入のメリット

- ・ **地域ぐるみ**で効果的に子どもを育む体制の構築
- ・ 子どもたちの**学びや体験の充実**
- ・ 熟議・協働により、**広く地域住民の意見**を学校運営に反映
- ・ **地域の課題解決**や**大規模災害時**の緊急対応に効果
- ・ 複数校で一つの協議会設置が可能 ～**学校間の円滑な接続**～

藤里町の学校教育の充実

藤里町の独自の教育
～「町づくり学」を通じた**児童・生徒による町づくりへの参画**～

令和5年度からは町唯一の学校に

町ぐるみで学校教育を進めていく上ために、コミュニティ・スクール化が必要

今後の予定

○令和2年度

- ・ 10月 第1回研修会（社会教育委員・教育委員）
- ・ 1月 第2回研修会（社会教育委員・教育委員・他）

○令和3年度

- ・ 1学期 第3回研修会（保護者）
- ・ 準備委員会発足 ～諸手続～



○令和4年度

- ・ 小中で一つの学校運営協議会として発足
- ・ 義務教育開校に向けた体制づくり

○令和5年度

- ・ 義務教育学校の開校
- ・ **地域学校協働本部**の発足・運営

